

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 旧豊田市地域

ア 現況

本地域は、愛知県の中央に広がる西三河平野の北部に位置する。主な河川は、中央アルプスの南端根羽川に源を発する矢作川を始め、逢妻男川、逢妻女川、猿渡川、伊保川、市木川、仁王川、群界川、滝川、家下川、水無瀬川等が流れている。また、北部に霊峰猿投山の標高 629m を源とする加納川、御船川、籠川が流れている。

北部の猿投地区は、猿投山麓の丘陵地に畑地帯が連なり、果樹（桃、梨）生産が盛んで、ブランド化に取り組んでいる。中西部の豊田地区は、菜種などを使った加工品による 6 次産業化を推進しており、畜産を営む経営体もあることから、より一層の耕畜連携を図っていく。東部の高橋地区は、中山間地域と隣接しており、耕作条件が悪いエリアや獣害が多いエリアもあることから、離農や規模縮小等により手放される農地が耕作放棄とならないよう、担い手への集積を含め農地利用を検討している。南部の高岡・上郷地区は、大規模な法人・経営体等による水田活用の営農が進んでおり、今後も農地の利用集積による経営規模の拡大促進を図っていく。また、お茶や花きも盛んであり、生産意欲の高い経営体による営農が行われている。北東部の石野地区は、ブドウ生産が盛んでワイン等の製造・販売による 6 次産業も実施している。南東部の松平地区は、しいたけ、野菜等の安定的な経営を推進している。

しかしながら、農業者の高齢化や後継者不足等により優良農地の減少や耕作放棄地の発生が懸念されている。

このような状況を踏まえ、農業用水路や農道等を地域共同で保全管理する活動を支援することにより、担い手への農地の利用集積を進め、優良農地の保全と活用を図り、また、環境面においては、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及し、地域環境の保全と向上を図る必要がある。併せて、中山間地域では、平坦地域との生産条件の格差を補正し農業生産活動の維持を図る必要がある。

イ 目標

現況を踏まえ、本地域では、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（以下「法」という。）第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。中山間地域等では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進することとする。

(2) 旧藤岡町地域

ア 現況

本地域は、豊田市の北西部に位置し地域の約71%が山林である。最高地は三国山山腹の標高約700mで、南部の西中山町で標高80mが最低地である。足助地区との境に矢作川が流れ、南下する飯野川・犬伏川・御船川などが猿投地区で矢作川に合流している。

市街地に隣接しているという地理条件を活かし、定住も見据えた新規就農者の受け入れ体制を検討している。稲作については、ミネアサヒを中心に品質向上を図り安心安全な米づくりを推進している。

一方、特定農山村地域に指定される中山間地域であり、農業者の高齢化や後継者不足等により優良農地の減少や耕作放棄地の発生が懸念されている。

このような状況を踏まえ、振興山村に指定されるなど、平坦地域との生産条件の格差を補正し農業生産活動の維持を図る必要がある。併せて、農業用水路や農道等を地域共同で保全管理する活動を支援することにより、担い手への農地の利用集積を進め、優良農地の保全と活用を図る必要がある。

イ 目標

現況を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号及び第3号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

(3) 旧小原村地域

ア 現況

本地域は、四季桜の里として知られ、豊田市の北部に位置し地域の約74%が山林である。最高地は小原田代町にある西山の標高712mで、矢作川沿いの標高100mが最低地である。足助・旭地区との境に矢作川が流れ、地区内には矢作川に注ぐ田代川・犬伏川・大平川が流れている。

養鶏の卵や鶏肉を活用し、観光資源と連携し販売体制の拡大を図っている。稲作については、ミネアサヒを中心に品質向上を図り安心安全な米づくりを推進している。

しかしながら、特定農山村地域に指定される中山間地域であり、人口の減少や農業者の高齢化が著しく、地域の活力低下が懸念されている。

このような状況を踏まえ、振興山村に指定されるなど、平坦地域との生産条件の格差を補正し農業生産活動の維持を図る必要がある。併せて、農業用水路や農道等を地域共同で保全管理する活動を支援することにより、担い手

への農地の利用集積を進め、優良農地の保全と活用を図る必要がある。

イ 目標

現況を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号及び第3号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

(4) 旧足助町地域

ア 現況

本地域は、紅葉の名勝香嵐渓で知られ、豊田市のほぼ中央に位置し地域の約84%が山林である。最高地は東部にある寧比曾岳の標高1,120mで、北西部にある大河原町の標高約80mが最低地である。藤岡・小原地区との境に矢作川が流れ、地区の中央を巴川と支流の足助川が流れている。

観光の場を活用した農作物の販売や農家レストランの経営など、6次産業化を推進している。稲作については、ミネアサヒを中心に品質向上を図り安心安全な米づくりを推進している。

しかしながら、特定農山村地域に指定される中山間地域であり、人口の減少や農業者の高齢化が著しく、地域の活力低下が懸念されている。

このような状況を踏まえ、振興山村に指定されるなど、平坦地域との生産条件の格差を補正し農業生産活動の維持を図る必要がある。併せて、農業用水路や農道等を地域共同で保全管理する活動を支援することにより、担い手への農地の利用集積を進め、優良農地の保全と活用を図る必要がある。

イ 目標

現況を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号及び第3号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

(5) 旧下山村地域

ア 現況

本地域は、豊田市の南東部に位置し地域の約85%が山林である。最高地は北端部にある阿蔵峠の標高1,028mで、立岩町・平瀬町の標高287mが最低地である。巴川が流れ、羽布町には羽布ダムでできた三河湖がある。

露地花き（キク）やしいたけの生産拡大を図っている。また、有機栽培茶や紅茶の生産を推進している。稲作については、ミネアサヒを中心に品質向上を図り安心安全な米づくりを推進している。

しかしながら、特定農山村地域に指定される中山間地域であり、人口の減少や農業者の高齢化が著しく、地域の活力低下が懸念されている。

このような状況を踏まえ、振興山村に指定されるなど、平坦地域との生産条件の格差を補正し農業生産活動の維持を図る必要がある。併せて、農業用水路や農道等を地域共同で保全管理する活動を支援することにより、担い手への農地の利用集積を進め、優良農地の保全と活用を図る必要がある。

イ 目標

現況を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号及び第3号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

(6) 旧旭町地域

ア 現況

本地域は、豊田市の北部に位置し地域の約81%が山林である。最高地は東部にある標高867mの駒山で、池島町の標高約100mが最低地である。地区の北部から西部にかけて矢作川が流れ、矢作ダムによってできた奥矢作湖がある。

梅、自然薯、蜂屋柿などを地域特産作物とし生産拡大を図っている。稲作については、ミネアサヒを中心に品質向上を図り安心安全な米づくりを推進している。

しかしながら、特定農山村地域に指定される中山間地域であり、人口の減少や農業者の高齢化が著しく、地域の活力低下が懸念されている。

このような状況を踏まえ、振興山村に指定されるなど、平坦地域との生産条件の格差を補正し農業生産活動の維持を図る必要がある。併せて、農業用水路や農道等を地域共同で保管理する活動を支援することにより、担い手への農地の利用集積を進め、優良農地の保全と活用を図る必要がある。

イ 目標

現況を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号及び第3号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

(7) 旧稲武町地域

ア 現況

本地域は、豊田市の北東部に位置し地域の約87%が山林である。最高地は南東部にある天狗棚の標高1,240mで、北西部にある川手町の標高320mが最低地である。春は端龍寺・大安寺のしだれ桜、夏は大滝、秋は大井平公園の紅葉、冬は面ノ木峠の樹氷など、四季折々の美しい表情を見せる。木曾山脈に属する段戸山系の高い山々が南東部に連なり、これらの山々を源とする名倉川、黒田川、野入川などは北に向かって流れ、矢作川に注いでいる。

どんぐり横丁（直売施設）での地元農産物の販売や水田にブルーベリーなどの高収益作物を導入し、経営の安定を図っている。稲作については、ミネアサヒを中心に品質向上を図り安心安全な米づくりを推進している。

しかしながら、特定農山村地域に指定される中山間地域であり、人口の減少や農業者の高齢化が著しく、地域の活力低下が懸念されている。

このような状況を踏まえ、振興山村に指定されるなど、平坦地域との生産条件の格差を補正し農業生産活動の維持を図る必要がある。併せて、農業用

水路や農道等を地域共同で保全管理する活動を支援することにより、担い手への農地の利用集積を進め、優良農地の保全と活用を図る必要がある。

イ 目標

現況を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号及び第3号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧豊田市地域	法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業
②	旧藤岡町地域	法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業
③	旧小原村地域	法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業
④	旧足助町地域	法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業
⑤	旧下山村地域	法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業
⑥	旧旭町地域	法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業
⑦	旧稲武町地域	法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合

区域を設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

愛知県が策定する多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）において、推進組織として位置付けられる愛知県農地水多面的機能推進協議会に参画し、多面的機能支払交付金による取組の円滑な実施を図ることとする。

また、中山間地域等直接支払については、以下のとおりである。

(1) 対象地域及び対象農用地

ア 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次の(ア)の指定地域のうち(イ)の要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

(ア) 対象地域

a 通常地域

振興山村地域（旧藤岡町：昭和44年12月27日、旧小原村：昭和47年2月3日、旧足助町：昭和42年12月15日、旧下山村：昭和43年12月28日、旧旭町：昭和45年12月24日、旧稲武町：昭和47年2月3日）

特定農山村地域（旧藤岡町：平成5年9月28日、旧小原村：平成5年9月28日、旧足助町：平成5年9月28日、旧下山村：平成5年9月28日、旧旭町：平成5年9月28日、旧稲武町：平成5年9月28日）

指定棚田地域（旧三濃村：令和2年5月20日）

b 特認地域

知事指定通知（旧石野村、旧松平町：平成13年4月2日）

(イ) 対象農用地

a 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上、勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

b 自然条件により小区画・不整形な田

c 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地

d 市長の判断によるもの

(a) 緩傾斜農用地(棚田地域振興法のみ該当する地域は除く。)

田 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地で 8 度以上 15 度の傾斜地を対象

- i 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地
一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）
 - ii 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合
（棚田地域振興法のみ該当する地域は除く。）
緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合
緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率30%以上、耕作放棄率：田5%以上、畑（草地含む。）10%以上）または、土壌条件が著しく悪い場合
- (b) 高齢化率・耕作放棄率の高い農地(棚田地域振興法のみ該当する地域は除く。)
急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率:田8%以上、畑(草地含む。)15%以上の農地

(2) 集落協定の共通事項

特になし

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、次のとおりとする。

ア 人・農地プランに位置付けされた地域の担い手

イ 年間農業従事日数が150日以上の中核的農業従事者を有している経営体

ウ 農業所得が100万円以上の経営体

(4) その他必要な事項

特になし